

# JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## 薬機法等に関連する手続の押印が不要になりました

- 薬機法その他の法令が求めてきた書類上の押印が原則不要となりましたので、お知らせします。
- 詳細は次の省令と通知をご覧ください。

・「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」  
(令和2年12月25日 厚生労働省令第208号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H201225K0060.pdf>

※データが大きいので、上記の厚生労働省ホームページ掲載の資料をご確認ください

・「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて」  
(令和2年12月25日 都道府県知事あて厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)  
——別添

- 改正省令は厚生労働省に関連する省令を一括して改正しているため膨大です。このうち医薬・生活衛生局関連の部分は局長通知に該当条文で示されていますので、これを参照してご覧ください(例えば薬機法関連は省令の第36条、薬剤師法関連は第39条)。
- 留意点  
処方箋に係る押印は対象外ですので、ご注意ください。

(文責 中沢)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階  
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032